

# 日本と先進国の水道水質基準等一覧表

水道水質基準等			日本 水質基準 (2015.4.1施行)	WHO 飲料水水質ガイドライン 第4版(2011改正) (mg/L)	USEPA 飲料水基準 (1996改正) (mg/L)	ニューヨーク州 飲料水基準 (2016.1改正) (mg/L)	ワシントン州 飲料水基準 (2017.1改正) (mg/L)	カナダ 飲料水ガイドライン (2017.2改正) (mg/L)	ブリティッシュコロンビア州 飲料水保護規則 (2016.2改正) (mg/L)	EU 飲料水指令 (1998制定) (mg/L)	フランス 公衆衛生規則 (2013) (mg/L)	イングランド 及びウェールズ 2016年水道(水質)規則 (mg/L)	スコットランド 2014年水道(水質)(スコット ランド)規則(mg/L)	北アイルランド 2007年水道(水質)規則(北 アイルランド)(mg/L)	オーストラリア 飲料水ガイドライン値 (2011改正) (mg/L)	ニュージーランド 飲料水基準 (2008.12改正) (mg/L)	シンガポール 飲料水基準 (2008制定、2010.11.1改 正)(mg/L)
No.	項目	Items	基準値														
1	一般細菌	Common Bacteria	1mlの検水で形成される集落数が100以下	—	—	—	TT	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	大腸菌	E. coli	検出されないこと	100ml中不検出	大腸菌群で検出5%以下(月40サンプル以上検査), 1サンプル以下(月40サンプル未満検査)	不検出(MPN/100mL)	TT	100ml中不検出	糞便大腸菌: 100mlあたりで不検出 大腸菌: 100mlあたりで不検出 総大腸菌群: (a)100mlあたりで不検出,(b)100mlあたりで少なくとも90%以上のサンプルで不検出。および、100mlあたりで10以上の総大腸菌群を有するサンプルがないこと	100ml中不検出	※1	※1	※1	※1	100ml中不検出	100m中1未満	100ml中不検出
3	カドミウム及びその化合物	Cadmium	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	0.003以下	0.005以下	※1	※1	0.005以下	—	0.005以下	※1	※1	※1	※1	0.002以下	0.004以下	0.003以下
4	水銀及びその化合物	Mercury	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	0.006以下(無機水銀として)	0.002以下(無機水銀として)	※1	※1	0.001以下	※1	0.001以下	※1	※1	※1	※1	0.001以下	0.007以下	0.06以下
5	セレン及びその化合物	Selenium	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	0.04以下(暫定)	0.05以下	※1	※1	0.05以下	※1	0.01以下	※1	※1	※1	※1	0.01以下	0.01以下	0.01以下
6	鉛及びその化合物	Lead	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	0.01以下(暫定)	0.015以下(AL)	※1	※1	0.010以下	※1	0.01以下	※1	※1	※1	※1	0.01以下	0.01以下	0.01以下
7	ヒ素及びその化合物	Arsenic	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	0.01以下(暫定)	0.01以下	※1	※1	0.010以下 ※合理的に可能な限り低く	※1	0.01以下	※1	※1	※1	※1	0.01以下	0.01以下	0.02以下
8	六価クロム化合物	Chromium (VI)	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	0.05以下(クロムの合計量として)(暫定)	0.1以下(クロムの合計量として)	※1	※1	0.05以下	※1	0.05以下	※1	※1	※1	※1	0.05以下(六価クロムとして)	0.05以下(クロムの合計量)	0.05以下
9	亜硝酸態窒素	Nitrite nitrogen	0.04mg/L以下	3以下(亜硝酸態窒素として)	1以下(亜硝酸態窒素として)	※1	※1	3以下(亜硝酸態窒素として), 1以下(亜硝酸態窒素として)	※1	0.5以下(亜硝酸態窒素として)	※1	※1	※1	※1	3以下(亜硝酸態窒素として)	3以下(亜硝酸態窒素、急性)	0.9以下(亜硝酸態窒素として)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	Cyanide ion and Cyanogens chloride	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	—	シアン化物イオン0.2以下	※1	※1	シアン化物イオン0.2以下	※1	シアン化物イオン0.05以下	※1	※1	※1	※1	シアン化物イオン0.08以下 塩化シアン0.08以下	全シアン0.6以下 塩化シアン0.4以下	シアン化物イオン0.07以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	Nitrate and Nitrite	10mg/L以下	50以下(硝酸態窒素として), 3以下(亜硝酸態窒素として)	10以下(硝酸態窒素として), 1以下(亜硝酸態窒素として)	10以下(硝酸態窒素として)	10以下(硝酸態窒素として)	45以下(硝酸態窒素として), 10以下(亜硝酸態窒素として)	※1	50以下(硝酸態窒素として), 0.5以下(亜硝酸態窒素として)	※1	※1	※1	※1	50以下(硝酸態窒素として), 3以下(亜硝酸態窒素として)	50以下(硝酸態窒素), 3以下(亜硝酸態窒素、急性)	1units以下(※以下項目の検出値と基準値との比の和が1を超えないこと) ▽個別の基準値 硝酸態窒素1.1以下 亜硝酸態窒素0.9以下
12	フッ素及びその化合物	Fluoride	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	1.5以下(飲料水以外からの摂取も含め)	4.0以下, 2.0以下(NSDWR)	2.2以下	4以下	1.5以下 ※歯の健康を推進するため、追加することができる ※ガイドライン値は健康ではなく美容効果に基づく	※1	1.5以下	※1	※1	※1	※1	1.5以下	1.5以下	0.7以下
13	ホウ素及びその化合物	Boron	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	2.4以下	—	—	—	5以下	※1	—	1以下	1以下	1以下	1以下	4以下	1.4以下	2.4以下
14	四塩化炭素	Carbon tetrachloride	0.002mg/L以下	0.004以下	0.005以下	※1	※1	0.002以下	※1	—	—	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.005以下	0.004以下
15	1,4-ジオキサン	1,4-dioxane	0.05mg/L以下	0.05以下	—	0.05以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.05以下	0.05以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	cis-1,2-Dichloroethylene and trans-1,2-Dichloroethylene	0.04mg/L以下	0.05以下(シス体・トランス体の合計として)	0.07以下(シス体), 0.1以下(トランス体)	0.05以下	0.07以下	—	—	—	—	—	—	—	0.06以下(シス体・トランス体の合計として)	0.06以下(シス体・トランス体の合計)	0.05以下
17	ジクロロメタン	Dichloromethane	0.02mg/L以下	0.02以下	0.005以下	※1	※1	0.05以下	※1	—	—	—	—	—	0.004以下	0.02以下	0.02以下
18	テトラクロロエチレン	Tetrachloroethylene	0.01mg/L以下	0.04以下	0.005以下	※1	※1	0.01以下	※1	0.01以下(テトラ・トリの合計として)	※1	※1	※1	※1	0.05以下	0.05以下	0.04以下
19	トリクロロエチレン	Trichloroethylene	0.01mg/L以下	0.02以下(暫定)	0.005以下	※1	※1	0.005以下	※1	—	—	—	—	—	◇(備考参照)	0.02以下	0.02以下
20	ベンゼン	Benzene	0.01mg/L以下	0.01以下	0.005以下	※1	※1	0.005以下	※1	0.001以下	※1	※1	※1	※1	0.001以下	0.01以下	0.01以下
21	塩素酸	Chlorate	0.6mg/L以下	0.7以下(暫定)	—	—	—	1以下	※1	—	—	—	—	—	◇(備考参照)	0.8以下	0.7以下
22	クロロ酢酸	Chloroacetic acid	0.02mg/L以下	0.02以下	0.06以下(ハロ酢酸類5種合計)	※1	※1	0.08以下(モノクロ酢酸, シクロ酢酸, トリクロ酢酸, モノプロ酢酸, ジプロ酢酸)	※1	—	—	—	—	—	0.15以下	0.02以下	0.02以下
23	クロロホルム	Chloroform	0.06mg/L以下	0.3以下	総トリハロメタンを含む	※1	※1	総トリハロメタンを含む	※1	総トリハロメタンを含む	※1	※1	※1	※1	総トリハロメタンを含む	0.4以下	0.3以下
24	ジクロロ酢酸	Dichloroacetic acid	0.03mg/L以下	0.05以下(暫定)	0.06以下(ハロ酢酸類5種合計)	※1	※1	0.08以下(モノクロ酢酸, シクロ酢酸, トリクロ酢酸, モノプロ酢酸, ジプロ酢酸)	※1	—	—	—	—	—	0.1以下	0.05以下	0.05以下
25	ジブロモクロロメタン	Dibromochloromethane	0.1mg/L以下	0.1以下	総トリハロメタンを含む	※1	※1	総トリハロメタンを含む	※1	総トリハロメタンを含む	※1	※1	※1	※1	総トリハロメタンを含む	0.15以下	0.1以下
26	臭素酸	Bromate	0.01mg/L以下	0.01以下(暫定)	0.01以下	※1	※1	0.01以下	※1	0.01以下	※1	※1	※1	※1	0.02以下	0.01以下	0.01以下
27	総トリハロメタン	Total trihalomethanes (Total of Chloroform, Dibromochloromethane, Bromodichloromethane and Bromoform)	0.1mg/L以下	—	0.08以下	※1	※1	0.1以下(クロロホルム, ジブロモクロロメタン, プロモシクロロメタン, プロモホルム)	※1	0.1以下	※1	※1	※1	※1	0.25以下	それぞれの値を超えないクロロホルム 0.4以下 ジブロモクロロメタン 0.15以下 プロモシクロロメタン 0.06以下 プロモホルム 0.1以下	1units以下(※以下項目の検出値と基準値との比の和が1を超えないこと) ▽個別の基準値: クロロホルム 0.3以下, ジブロモクロロメタン 0.1以下, プロモシクロロメタン 0.06以下, プロモホルム 0.1以下
28	トリクロロ酢酸	Trichloroacetic acid	0.03mg/L以下	0.2以下	0.06以下(ハロ酢酸類5種合計)	※1	※1	0.08以下(モノクロ酢酸, シクロ酢酸, トリクロ酢酸, モノプロ酢酸, ジプロ酢酸)	※1	—	—	—	—	—	0.1以下	0.2以下	0.2以下
29	プロモシクロロメタン	Bromodichloromethane	0.03mg/L以下	0.06以下	総トリハロメタンを含む	※1	※1	総トリハロメタンを含む	※1	総トリハロメタンを含む	※1	※1	※1	※1	総トリハロメタンを含む	0.06以下	0.06以下
30	プロモホルム	Bromoform	0.09mg/L以下	0.1以下	総トリハロメタンを含む	※1	※1	総トリハロメタンを含む	※1	総トリハロメタンを含む	※1	※1	※1	※1	総トリハロメタンを含む	0.1以下	0.1以下
31	ホルムアルデヒド	Formaldehyde	0.08mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.5以下	—	—
32	亜鉛及びその化合物	Zinc	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	—	5以下(NSDWR)	5以下	5以下	(性状) 5.0以下	※1	—	—	—	—	—	◇(備考参照) (性状) 3以下	(性状) 1.5以下	—
33	アルミニウム及びその化合物	Aluminium	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	—	0.05~0.2以下(NSDWR)	—	—	運用ガイドライン値: 0.1未満(従来の処理法); 0.2未満(その他の処理法) ※アルミニウム系凝集剤を使用している浄水場に適用	※1	0.2以下	0.2以下	※1	※1	※1	◇(備考参照) (性状) 0.2以下 (溶存態として)	(性状) 0.1以下	1万人以上の大規模処理施設 ・1万人未満の小規模施設 0.2以下
34	鉄及びその化合物	Iron	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	—	0.3以下(NSDWR)	0.3以下(鉄とマンガンが存在する場合、両方合わせて0.5mg/Lを超えてはならない)	0.3以下	(性状) 0.3以下	※1	0.2以下	0.2以下	※1	※1	※1	◇(備考参照) (性状) 0.3以下	(性状) 0.2以下	—
35	銅及びその化合物	Copper	銅の量に関して、1.0mg/L以下	2以下	1.3以下(A L), 1.0以下(NSDWR)	1.3以下(AL)	1.3以下(AL)	(性状) 1.0以下	※1	2以下	※1	※1	※1	※1	2以下(性状) 1以下	2以下(性状) 1以下	2以下
36	ナトリウム及びその化合物	Sodium	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	—	—	20以下(人々の健康を害する恐れがあるため、制限ではなく推奨レベルとしている。)	20以下(人々の健康を害する恐れがあるため、制限ではなく推奨レベルとしている。)	(性状) 200以下	※1	200以下	200以下	※1	※1	※1	(性状) 180以下	(性状) 200以下	—

37	マンガン及びその化合物	Manganese	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	—	0.05以下(NSDWR)	0.3以下(鉄とマンガンが存在する場合、両方合わせて0.5mg/Lを超えてはならない)	0.05以下	(性状) 0.05以下	※1	0.05以下	0.05以下	※1	※1	※1	0.5以下(性状) 0.1以下	0.4(性状) 色0.04(性状) 味0.10	0.4以下	
38	塩化物イオン	Chloride ion	200mg/L以下	—	250以下(NSDWR)	250以下(塩化物として)	250以下(塩化物として)	(性状) 250以下	※1	250以下	250以下(塩化物として)	250以下(塩化物として)	250以下(塩化物として)	250以下(塩化物として)	◇(備考参照)(性状) 250以下	(性状) 250	—	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	Calcium, Magnesium (Hardness)	300mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(性状) 200以下(炭酸カルシウム換算)	(性状) 200(注1)(性状) 味100-300	—	
40	蒸発残留物	Total residue	500mg/L以下	—	500以下(NSDWR)	—	—	総溶解性蒸発残留物(性状) 500以下 ※蒸発残留物=懸濁物+総溶解性蒸発残留物	※1	—	—	—	—	—	(性状) 600以下	—	—	
41	陰イオン界面活性剤	Anionic surface active agent	0.2mg/L以下	—	0.5以下(発泡物質について)(NSDWR)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
42	ジェオスミン	(4S, 4a5, 8aR)-Octahydro-4,8a-Dimethylnaphthalene-4a(2H)-ol	0.00001mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
43	2-メチルイソボルネオール	Tetramethylbicyclo[2,2,1]heptane-2-ol (Alias: 2-Methylisobornol)	0.00001mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
44	非イオン界面活性剤	Nonionic surface active agent	0.02mg/L以下	—	0.5以下(発泡物質について)(NSDWR)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
45	フェノール類	Phenols	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	—	—	—	—	2,3,4,6-テトラクロロフェノール: 0.1以下(性状) 0.001以下 2,4,6-トリクロロフェノール: 0.005以下(性状) 0.002以下	※1	—	—	—	—	—	—	2,4,6-トリクロロフェノール 0.2以下(性状) 2-クロロフェノール 味0.0001 2,4,6-トリクロロフェノール 味0.0003 2,4,6-トリクロロフェノール 味0.04	ベンタクロロフェノール: 0.009以下 2,4,6-トリクロロフェノール: 0.2以下	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	Organic substances (Total Organic)	3mg/L以下	—	—	—	—	—	—	異常がないこと	2以下かつ異常がないこと	異常がないこと	異常がないこと	異常がないこと	異常がないこと	—	—	
47	pH値	pH Value	5.8以上8.6以下	—	6.5以上8.5以下(NSDWR)	—	—	7.0以上10.5以下	※1	6.5以上9.5以下	6.5以上9.5以下	6.5以上9.5以下	6.5以上9.5以下	6.5以上9.5以下	◇(備考参照)(性状) 6.5以上8.5以下	(性状) 7.0以上8.5以下	6.5以上-9.5以下	
48	味	Taste	異常でないこと	—	—	—	—	不快でないこと	※1	消費者が許容し、異常がないこと	消費者が許容し、異常がないこと	※1	※1	※1	(性状) ほとんどの人にとって不快ではないこと	(性状) 消費者の許容範囲である	—	
49	臭気	Odor	異常でないこと	—	3TON(NSDWR)	3TON以下	—	不快でないこと	※1	消費者が許容し、異常がないこと	消費者が許容し、異常がないこと	※1	※1	※1	(性状) ほとんどの人にとって不快ではないこと	—	—	
50	色度	Color	5度以下	—	15以下(color units)(NSDWR)	15Color Units以下	15Color Units以下	(性状) 1.5TCU以下	※1	消費者が許容し、異常がないこと	消費者が許容し、異常がないこと	20mg/1 Pt/Co	20mg/1 Pt/Co	20mg/1 Pt/Co	(性状) 15Hazen以下(Hazen Units)	(性状) 10TCU	15Hazen以下	
51	濁度	Turbidity	2度以下	—	1NTU、かつ月の毎日の測定値の95%が0.3NTUを超過しない	1NTU以下	TT	個々のフィルタまたはユニットの処理限度 ・従来の直接ろ過: 0.3NTU以下 ・緩速の砂ろ過及び珪藻土ろ過: 1.0 NTU以下 ・膜ろ過: 0.1 NTU以下	※1	消費者が許容し、異常がないこと	1FNU以下 2FNU(蛇口)以下	4NTU以下 1NTU(浄水場)以下	4NTU以下 1NTU(浄水場)以下	4NTU以下 1NTU(浄水場)以下	◇(備考参照)(0.2NTU未満がクリプトスポリジウムおよびシアルシアを効果的に濾過できる目安、1NTU未満が効果的に消毒できる目安としている)(性状) 5NTU以下	2.5NTU	5NTU以下	
	クリプトスポリジウム及びシアルシア	Enteric protozoa: Giardia and Cryptosporidium	(地表水である原水から指標菌が検出されている場合)ろ過池出口濁度0.1度以下に維持することが可能なろ過設備を整備すること。 ※水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針	—	—	—	—	処理目標: 最低3ログの除去及び/又はシフト及びオースシートの不活化。	※1	—	—	—	—	—	—	病原性原虫として サンプル100Lにおいて1感染性(オー)シスト未満	—	
	クロラミン	Chloramines	—	—	4.0以下(MRD) ※塩素(Cl <sub>2</sub> )換算	※1	※1	3.0以下 ※モノクロロミンは二次消毒剤として使用される。塩素とアンモニアの両方の存在下で形成される	※1	—	—	—	—	—	3以下	3以下	5以下	
	アンモニア	Ammonia	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1以下(アンモニウムイオン)	0.5以下(アンモニウムイオン)	0.5以下(アンモニウムイオン)	0.5以下(アンモニウムイオン)	—	(性状) 1.5	—	
	亜塩素酸	Chlorite	—	—	1以下	※1	※1	1以下 ※二酸化塩素による消毒に伴う副生成物	※1	—	0.2	—	—	—	0.8以下	0.8以下	0.7以下	
	塩素	Chlorine	—	—	—	—	—	—	—	—	臭気及び味に異常がないこと 遊離塩素及び総塩素	—	—	—	5以下 クロラミン処理の場合: 4.1以下(残留塩素) (性状) 0.6以下(残留塩素)	5 (性状) 0.6-1.0	—	
	アクリルアミド	Acrylamide	0.0005以下	—	1mg/L中0.05%以下(TT)	—	—	—	—	—	0.0001以下(水中の残留モノマー濃度)	0.0001以下(水中の残留モノマー濃度)	0.0001以下(水中の残留モノマー濃度)	—	0.0002以下	0.0005以下	0.0005以下	
	アオコ毒: ミクロシステン-LR	Cyanobacterial toxins-- Microcystin-LR	0.001以下(暫定) (総ミクロシステンLRに関して)	—	—	—	—	0.0015以下	※1	—	0.01以下(総ミクロシステン)	—	—	—	0.0013以下	0.001以下	0.001以下	
	水温	Temperature	—	—	—	—	—	(性状) 15℃以下	※1	—	25℃	—	—	—	—	(性状) 消費者の許容範囲である冷たいほうが好ましい	—	
備考					・TT:汚染濃度を下げるための浄水処理技術 ・AL:アクションレベル(10%以上のサンプルでこの値を超えた場合は、追加的な浄水処理工程を要する、網と鉛に適用) ・NSDWR:第二種飲料水規則(着色、臭味等、水の快適性に基づく基準)、青字で記載 ・MRDL: 飲料水に許容される消毒剤の最高濃度 ・TON:臭気強度			・青字は性状に関する項目(aesthetic objective)であり目標値 ・TCU: true colour units ・NTU: nephelometric turbidity units		・大腸菌以外は、カナダ全体のガイドラインによる ※「2017年6月まで有効」と記載	・1998年に制定されて以来、水質基準項目及び値は改正されていない。	・青字は指標項目値(références de qualité)であり、その値のほとんどは、人の知覚に基づき設定されている。	・青字は指標項目(indicator parameters)であり、その値のほとんどは、人の知覚に基づき設定されている。	・青字は指標項目(indicator parameters)であり、その値のほとんどは、人の知覚に基づき設定されている。	・青字は指標項目(indicator parameters)であり、その値のほとんどは、人の知覚に基づき設定されている。	・◇の項目は健康への影響に基づいてガイドライン値を設定するためにはデータが不十分である項目。 ・ガイドライン値は健康への影響(Health Guideline values)と性状(外観・臭気・味等)への影響(Aesthetic Guideline values)に分けられている。	・青字は性状に関する項目(aesthetic objective)であり目標値 ・(注1)スケール増積とスカム形成が起こるため。	
出典			飲料水水質ガイドライン第4版	National Primary Drinking Water Regulations	2016年飲料水水質基準	2017年飲料水水質基準	カナダ保健省 カナダ飲料水水質ガイドライン(2017.2改正)	ブリティッシュコロンビア州飲料水保護規則(2016.2改正)	COUNCIL DIRECTIVE 98/83/EC of 3 November 1998 on the quality of water intended for human	フランス厚生省	2016年水道(水質)規則	2014年水道(水質)(スコットランド)規則	2007年水道(水質)規則(北アイルランド)	Australian Drinking Water Guidelines (2011)	ニュージーランド飲料水基準(2008.12改正)	Singapore Drinking Water Quality (Jan 2016 - Dec 2016)		
URL			<a href="https://www.nipsh.co.jp/soshiki/suido/pdf/h24whoodwa/WH04wd4tblpweb_all_20130423.pdf">https://www.nipsh.co.jp/soshiki/suido/pdf/h24whoodwa/WH04wd4tblpweb_all_20130423.pdf</a>	<a href="https://www.epa.gov/sites/production/files/2016-05/documents/npdwr_complete_table1.pdf">https://www.epa.gov/sites/production/files/2016-05/documents/npdwr_complete_table1.pdf</a>	<a href="https://www.health.ny.gov/environmental/water/drinking/annual_water_quality_report/docs/table1.pdf">https://www.health.ny.gov/environmental/water/drinking/annual_water_quality_report/docs/table1.pdf</a>	<a href="http://leg.wa.gov/CodeReviser/WACArchive/Documents/2017/WAC%20246%20-%20250%20%20CHAPTER.pdf">http://leg.wa.gov/CodeReviser/WACArchive/Documents/2017/WAC%20246%20-%20250%20%20CHAPTER.pdf</a>	<a href="http://www.hc-sc.gc.ca/ewh-sc/cv/sum_guide_nis_recom/index-eng.php">http://www.hc-sc.gc.ca/ewh-sc/cv/sum_guide_nis_recom/index-eng.php</a>	<a href="http://www.bclaws.ca/civili/document/complete/starew/2003">http://www.bclaws.ca/civili/document/complete/starew/2003</a>	<a href="http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31998L0083&amp;from=EN">http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31998L0083&amp;from=EN</a>	<a href="http://solidaires-sante.gouv.fr/IMG/pdf/rapport_2013_qualite_de_l_eau_du_robnet.pdf">http://solidaires-sante.gouv.fr/IMG/pdf/rapport_2013_qualite_de_l_eau_du_robnet.pdf</a>	<a href="http://www.legislation.gov.uk/uksi/2016/614/contents/made">http://www.legislation.gov.uk/uksi/2016/614/contents/made</a>	<a href="http://www.gov.scot/Publications/2014/06/1397">http://www.gov.scot/Publications/2014/06/1397</a>	<a href="https://www.draeni.gov.uk/articles/public-water-supplies">https://www.draeni.gov.uk/articles/public-water-supplies</a>	<a href="https://www.nhmrc.gov.au/guidelines-publications/eh52">https://www.nhmrc.gov.au/guidelines-publications/eh52</a>	<a href="http://www.health.govt.nz/publication/drinking-water-standards-new-zealand-2005-revised-2008">http://www.health.govt.nz/publication/drinking-water-standards-new-zealand-2005-revised-2008</a>	<a href="https://www.pub.gov.sg/Documents/WQ2016.pdf">https://www.pub.gov.sg/Documents/WQ2016.pdf</a>		

※1: USEPA飲料水基準、カナダ飲料水質ガイドライン又はEU飲料水指令と同じ基準値を設定(同色の数値参照)。

※2: 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、国内は合算値だが、海外ではそれぞれの項目について設定。

(注釈1) 数値は、黒字が基準値又はガイドライン値を示し、青字が目標値を示しています。

(注釈2) 考 は、別紙「日本と先進国との水質基準の比較に関する考察」において、記載されている項目となります。

(注釈3) 日本以外の基準値等については、全てではなく抜粋して掲載しています。

(注釈4) 数値等に疑義がございましたら、原文を参照していただくようお願いいたします。